

令和8年度 大学・高専機能強化支援事業 公募について

支援2:高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援
「重点分野支援枠」(2回目)



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

■はじめに

- 本資料は、大学・高専機能強化支援事業の

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（支援2）

「重点分野支援枠」（2回目）

の公募に関する説明を行っています。

- 本資料は、令和8年度の公募の概要に関する説明ですので、詳細については、公募要領等の各種資料をご一読ください。

■ 目次

0.	用語の定義	3
1.	事業について	4
2.	申請資格・要件等	10
3.	審査・選定について	26
4.	事業の実施と評価等	41
5.	申請書の作成・提出	44
6.	スケジュール(予定)	51
7.	お問い合わせ	52
	参考(関係資料)	53

0. 用語の定義

用語	定義
機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
助成事業者	支援対象として交付決定を受けた大学等の設置者
助成金	大学・高専機能強化支援基金助成金
本事業／支援2「重点分野支援枠」	大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」
公募要領	令和8年度 大学・高専機能強化支援事業（支援2：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」公募要領（2回目）
審査要項	大学・高専機能強化支援事業（支援2：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」審査要項
Q＆A	大学・高専機能強化支援事業に関するQ＆A
交付規則	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則（令和5年4月13日規則第2号）
取扱要領	大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領
大学等	国立・公立・私立の大学又は、国立・公立・私立の高等専門学校

■ 1. 事業について [公募要領 p.4]

(1) 申請対象

公募要領 1.目的・背景(p.1-2)を踏まえたうえで、

情報系分野かつ重点分野に係る人材の確保に向けた
機能強化に係る、意欲ある大学・高等専門学校の実践

を対象とします。



■ 1. 事業について [公募要領 p.4]



(1) 申請対象

大学

□ 大学院段階の体制強化

- 既設の情報系分野に係る学部・学科又は研究科、専攻、コース等を有する国立・公立・私立の大学において、特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員、又は、専攻に係る課程の変更による体制強化を図る取組を対象とします。

※(上記の)大学院段階の体制強化＋学部段階の体制強化

- 大学院段階に加え学部段階の体制強化を行う場合には、学部段階の取組を大学院段階の取組より先行して行うことも可とし、学部段階の体制強化を開始した日から4年を経過した日までに大学院段階の体制強化を図る取組についても、対象に含みます。

■ 1. 事業について [公募要領 p.4]

* 高等専門学校

(1) 申請対象

高等専門学校

- 特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員に資する取組を対象とします。

* 専攻科の設置・増員は対象外です。

■ 1. 事業について [公募要領 p.4]

(2) 選定件数

申請状況等により大学・高専成長分野転換支援基金助成金の
予算の範囲内で選定を行うこととする。

(3) 助成期間

最長10年間 (事業計画に基づいた年数)

■ 1. 事業について [公募要領 p.4]

(4) 助成額等

- 大学に対する支援の実施にあたっては、助成金の上限額を設けています。

* 助成期間における総額です。

大学 **上限額10億円**

- 高等専門学校に対する支援の実施にあたっては、助成金の上限額を設けています。

* 助成期間における総額です。

高等専門学校 **上限額10億円**

■ 1. 事業について [公募要領 p.4-5]

(4) 助成額等

* その他 助成額の留意点

- ① 本事業の審査に当たり、事業計画に計上している助成金額の多寡によって評価の優劣が生じることはありません。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。
- ③ 総事業費と助成金額との差額は自己負担となります。
- ④ 事業計画における定員増の規模等に応じて、支援する助成金額の調整を行うことがあります。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.5]

(1) 申請者等

□ 対象機関

国立・私立・公立の大学、又は国立・私立・公立の高等専門学校

- 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する学校に限る。)が該当します。大学には短期大学を含みません。

□ 申請者

大学・高等専門学校の設置者(高等専門学校を設置しようとするものを含む。)

- 本事業への申請は、機構の機構長宛に行ってください。

□ 申請単位

大学・高等専門学校

- 大学又は高等専門学校以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科等)で申請することはできません。

□ 事業責任者

**大学・高等専門学校の設置者、
又は大学・高等専門学校に所属する常勤の役員・教員**

- 本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.5]

(2) 申請可能件数

- 一つの大学等を対象として申請者が申請できる事業計画は、1回の公募につき1件になります。
 - ・ 大学の取組において、大学院段階の体制強化と学部段階の体制強化を異なる年度に計画している場合であっても一つの申請となります。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.5-6]

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学等の設置者は、本事業に申請できません。

- i. 大学等全体として学生募集停止中の大学等
- ii. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条(高等専門学校の場合は、同法第123条で準用する第109条)の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等
- iii. 「私立大学等経常費補助金」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助金 取扱要領」第3条の規定に基づき、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等
- iv. 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項(法令違反)」が付されている大学等
- v. 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学等

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.6-7]

*高等専門学校は本スライド20ページへ

*大学



(4) 申請要件

以下の要件(①～⑭)を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。

- ① 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学であること。
 - 学部を置かない大学や新設予定の大学で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されません。
- ② 志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.6-7]

*大学

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑭)を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野であって特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員(*1)、専攻に係る課程の変更(*2)(以下「研究科等の設置等」という。)による体制強化の計画であること。重点分野については、別表1に示す分野の中から1つ又は複数の分野を選択すること。

なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。

*1 研究科、専攻の定員の増員を伴わないものも含みます。

*2 研究科、専攻、コース等の設置・増員及び専攻に係る課程の変更に伴う学部、学科、コース等の設置・増員(学部、学科の定員の増員を伴わないものを含む。)を含みます。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.9-10]

*大学

(4) 申請要件

別紙1(⑥関係、該当する1つ又は複数の分野を選択すること。)

<物理化学・工学領域>

- 量子技術分野(量子コンピュータ・量子暗号・量子センシング等を含む)
- 半導体・光電融合技術分野
- 宇宙科学・工学分野(宇宙輸送系、衛星系等を含む)
- 地球科学・惑星科学分野(地震・火山、地盤・耐震工学等を含む)

<機械・電気(電子)技術領域>

- 先端ロボティクス分野
- 製造設備・機器分野(先端的な計測・分析機器等を含む)
- 電子部品・デバイス分野(半導体等の重複あり)
- モビリティ・輸送分野(造船・海洋技術・航空機等を含む)

<資源・エネルギー技術領域>

- 物性科学・マテリアル分野(重要鉱物資源、部素材等を含む)
- 省エネルギー・再生可能エネルギー分野(GX 等を含む)
- フュージョン・エネルギー技術分野
- 原子力科学技術分野

<情報・通信技術領域>

- 人工知能(AI)・IoT 分野(機械学習、生成 AI、DX 等を含む)
- デジタル・サイバーセキュリティ分野
- 次世代情報・計算基盤分野
(スーパーコンピュータ、データ分析・解析技術等を含む)

<生命科学・化学領域>

- バイオテクノロジー分野
(ゲノム編集技術、微生物・植物科学、フードテック等を含む)
- 生命科学・医科学分野(基礎生命科学、次世代創薬、医療機器等を含む)
- 応用化学・有機化学分野
- ヘルスケア分野

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.6-7]

*大学

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑭)を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑦ 科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針や総合科学技術・イノベーション会議において、第7期基本計画の策定に向けて提示された重要技術領域等の政府全体の戦略・方針等に合致した計画となっていること。
- ⑧ 教育の実績を有する既設の情報系分野に係る学部・学科又は研究科、専攻(授与する学位が、学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年文部科学省告示第39号。以下、「学位種類分野変更基準」という。)に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。)を有する大学において、重点分野に係る人材を育成する計画(学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含む学位を授与する計画に限る。)であること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.6-7]

*大学

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑭)を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑨ 機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること。
- ⑩ 計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程15名以上又は大学院博士課程5名以上の入学定員の増員を行う計画であること。
 - 大学院修士課程には博士前期課程を含み、大学院博士課程には博士後期課程を含みます。
- ⑪ 国立大学について、大学全体の収容定員の増員を伴う学部定員の増員を行う場合は、国立大学法人の第6期中期目標期間終了時までには他学部・他学科を中心に同規模の定員減を行う計画であり、定員減を行う学部・学科、人数及び時期を明確にした計画であること。
- ⑫ 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.6-7]

*大学

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑭)を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑬ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「応用基礎レベル」について、大学又は計画の対象となる学部若しくは計画の対象となる研究科に関連する主な学部が認定を受けている、又は原則として令和8年度の末日までに認定を受ける計画があること。
 - 学部を置かない大学で、本認定制度の対象に該当しないものについては、本要件は適用されません。
- ⑭ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.7-9]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑫)を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。

- ① 高等教育の修学支援新制度において、修学支援法に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた高等専門学校であること。
 - 新設予定の高等専門学校で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されません。
- ② 志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.7-9]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑫)を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ③ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や複数の企業等との事前協議も含めた地域との連携を行い、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び高等専門学校での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること。
 - その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要です。
- ④ 特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる学科・コース等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.7-9]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑫)を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野であって特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る学科・コース等の設置・増員(以下「学科・コース等の設置等」という。)(*1)を行う計画であり、学位種類分野変更基準に定める工学関係の学位の分野に係るものであること。重点分野については、別表1に示す分野の中から1つ又は複数の分野を選択すること。

なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。

*1 学科の定員の増員を伴わないものを含みます。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.9-10]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

別紙1(⑥関係、該当する1つ又は複数の分野を選択すること。)

<物理化学・工学領域>

- 量子技術分野(量子コンピュータ・量子暗号・量子センシング等を含む)
- 半導体・光電融合技術分野
- 宇宙科学・工学分野(宇宙輸送系、衛星系等を含む)
- 地球科学・惑星科学分野(地震・火山、地盤・耐震工学等を含む)

<機械・電気(電子)技術領域>

- 先端ロボティクス分野
- 製造設備・機器分野(先端的な計測・分析機器等を含む)
- 電子部品・デバイス分野(半導体等の重複あり)
- モビリティ・輸送分野(造船・海洋技術・航空機等を含む)

<資源・エネルギー技術領域>

- 物性科学・マテリアル分野(重要鉱物資源、部素材等を含む)
- 省エネルギー・再生可能エネルギー分野(GX 等を含む)
- フュージョン・エネルギー技術分野
- 原子力科学技術分野

<情報・通信技術領域>

- 人工知能(AI)・IoT 分野(機械学習、生成 AI、DX 等を含む)
- デジタル・サイバーセキュリティ分野
- 次世代情報・計算基盤分野
(スーパーコンピュータ、データ分析・解析技術等を含む)

<生命科学・化学領域>

- バイオテクノロジー分野
(ゲノム編集技術、微生物・植物科学、フードテック等を含む)
- 生命科学・医科学分野(基礎生命科学、次世代創薬、医療機器等を含む)
- 応用化学・有機化学分野
- ヘルスケア分野

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.7-9]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑫)を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

- ⑦ 科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針や総合科学技術・イノベーション会議において、第7期基本計画の策定に向けて提示された重要技術領域等の政府全体の戦略・方針等に合致した計画となっていること。
- ⑧ 機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。
 - 高等専門学校を新設する場合は、機構による事業計画の選定があった日から3年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置を行う計画であること。
- ⑨ 計画の対象となる学科・コース等の設置等において、20名以上の入学定員の増員を行う計画であること。

■ 2. 申請資格・要件等 [公募要領 p.7-9]

***高等専門学校**

(4) 申請要件

以下の要件(①～⑫)を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。**(前頁の続き)**

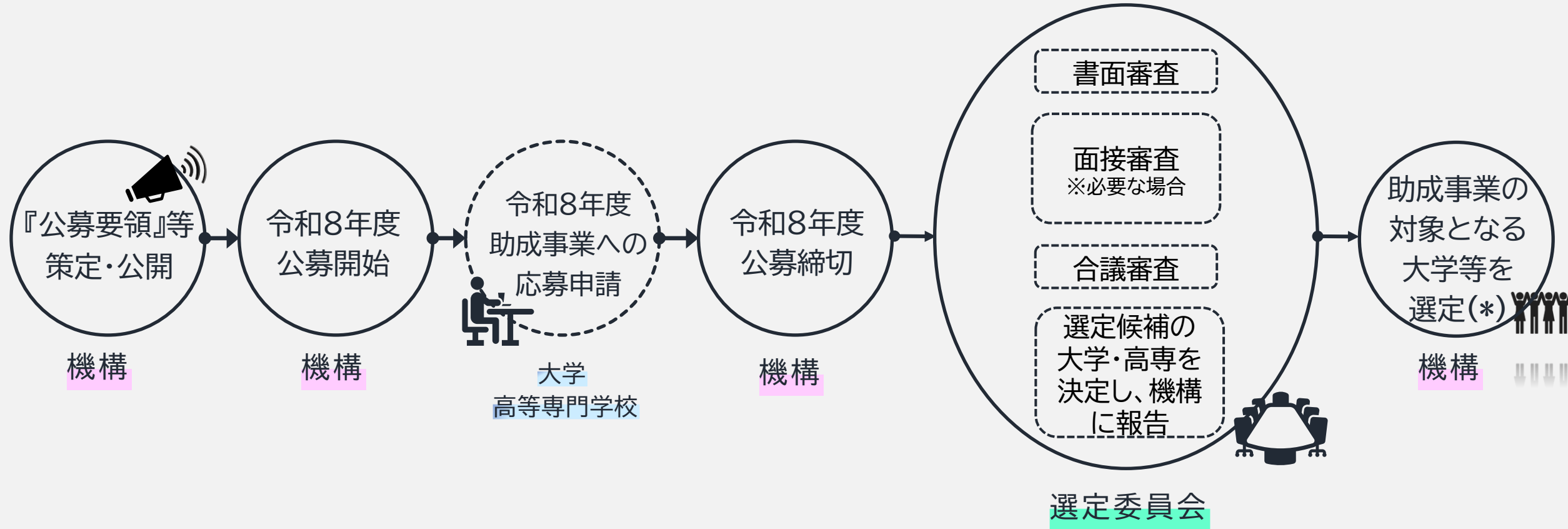
- ⑩ 国立高等専門学校について、学校全体の収容定員の増員を伴う学科定員の増員を行う場合は、定員増を行った日から10年を経過した日までに、他学科・他コース等を中心に同規模の定員減を行う計画であること。
- ⑪ 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑫ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること。
 - 新設予定の高等専門学校においては、当該学校において学生の受入れを開始した日から7年を経過する日までに認定を受ける計画があること。

■ 3. 審査・選定について [公募要領 p.10]

(2) 委員会による意見

- 事業の選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求め、又は参考意見を付すことがあります。

(補足) 選定までの審査等の流れ [審査要項 p.1]



(*) 機構は全ての申請者に対し、選定又は不選定の結果を通知します。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.2]

*高等専門学校は本スライド33ページへ

*大学



(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

- ① 公募要領の3. 申請資格・要件等(4)申請要件(p.6-7)に記載している事項をすべて満たす計画であるかを確認する。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.2]

*大学

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。

- 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や企業等との事前協議も含めた地域と連携した取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、企業等と連携した授業科目(PBL・インターンシップ等)の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等
- 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、高等学校における、情報教育に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等
- 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.2]

*大学

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。**(前頁の続き)**

- 他の大学(外国大学を含む。)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施等

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.2]

*大学

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

③ 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。

- 研究科等の設置等に係る定員増を行う計画となっているか。
 - より高度な専門人材の育成に対応する観点から、学部よりも大学院修士課程、大学院修士課程よりも大学院博士課程の定員増を含む計画を重視します。
- 早期に研究科等の設置等を行う計画となっているか。
- 計画の対象となる情報系分野かつ重点分野の研究科等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、大学全体の定員規模に応じた増加となっているか。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.4]

*高等専門学校

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

- ① 助成事業(支援2)『公募要領』の3. 申請資格・要件等(4)申請要件(p.7-9)に記載している事項をすべて満たす計画であるかを確認する。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.5-6]

***高等専門学校**

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。

- 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や企業等との事前協議を含めた地域と連携した取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、企業等と連携した授業科目(PBL・インターンシップ等)の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等
- 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、高等学校における、情報教育に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等
- 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
 - 例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.5-6]

***高等専門学校**

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。**(前頁の続き)**

- 他の大学(外国大学を含む。)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。
 - 当該重点分野の専攻科を有する場合は、計画の対象となる学科・コース等と当該専攻科が連携した特色ある取組を行う計画となっているか。
(例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施、本科と専攻科の一貫教育プログラム等)

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.5-6]

***高等専門学校**

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

③ 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。

- 計画の対象となる情報系分野かつ重点分野の学科・コース等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、高等専門学校の定員規模に応じた増加となっているか。
 - 喫緊の課題である高度情報専門人材の育成のため、情報系分野の学科・コース等による情報系分野の人材育成に資する定員の増員数の規模や、高等専門学校全体の収容定員数のうち重点分野の定員増が占める割合の状況を重視します。
 - ただし、新たな組織整備等により、既存の重点分野の定員を減じる場合は、当該定員減数を増員数から除きます。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.5-6]

***高等専門学校**

(3) 審査方針

確認項目(①～③)における、以下の観点を満たした事業計画となっているか確認します。

③ 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。**(前頁の続き)**

- 早期に学科・コース等の設置等を行う計画となっているか。
 - 本事業への応募時点で、学科・コース等の設置等(定員の増員を含む。)の時期が明確であるか確認します。
- 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度について、応募の資格要件である「リテラシーレベル」に係る要件を満たすのみならず、更に「応用基礎レベル」の認定を受けている、又は「応用基礎レベル」の認定を受ける計画があるか。
 - 「応用基礎レベル」の認定を受けているか、あるいは認定に向けた検討状況や計画を確認します。

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.5-6]

(4) 審査基準等

- **書面審査**では、事業計画が確認項目(①～③)を満たしているかを、確認項目①は原則右記の表(表1)、確認項目②は右記の表(表2)の確認区分に基づいて、それぞれ判断をします。

(表1) 確認区分①

* 申請要件の性質によっては申請要件の有無のみを確認します。

区分	確認
○	申請要件を満たしている
×	申請要件を満たしていない

(表2) 確認区分②

区分	確認
○	確認事項を満たしている
×	確認事項を満たしていない

■ ■ 3. 審査・選定について

[審査要項 大学等p2-4、高等専門学校p.6-7]

(4) 審査基準等

- また、(2)の評価項目について、(表3)に基づき評価します。
- 確認項目③を含め、大学等から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整します。
- なお、必要な場合に限り、審査の過程において、書面審査に加えて、面接審査等を行う場合があります。
 - 面接審査の詳細については、審査対象の大学に別途連絡します。

(表3) 評価区分

区分	評価
S	非常に優れている
A	優れている
B	妥当である
C	やや不十分である
D	不十分である

■ 3. 審査・選定について [審査要項 p.8]

(4) 審査基準等

- 合議審査では、選定委員会において、書面審査及び面接審査(実施の場合)の結果を参考にした上で、合議審査により、下記の表(表4)に基づいて判断します。
- 合議審査の際には、同程度の評価により選定の判断が困難な事案が生じた場合、地域等のバランスや事業計画の内容等を踏まえ、総合的に判断を行います。

(表4) 評価区分

区 分	確 認
◎	積極的に選定候補とすべきである
○	選定候補とすべきである
△	不十分な点や課題はあるが選定してもよい
×	不十分な点や課題があり選定すべきでない

■ 4. 事業の実施と評価等 [公募要領 p.11]

(1) 実施体制

- 全学的な教育改革の一環として、学長又は校長(以下「学長等」という。)のリーダーシップの下に実施するものとします。
そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長等は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。
自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況等を客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築する等、適切な体制を整備してください。

■ 4. 事業の実施と評価等 [公募要領 p.11]

(2) フォローアップ

本事業については、フォローアップを以下のとおりに実施します。

- ① 本事業に選定された大学等は、交付規則に基づき、本事業に係る実績報告書(機構の事業年度終了に伴う実績報告書)を毎年度機構に提出していただきます。
 - ・ 併せて、機構は当該大学等に対して本事業の進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができることとします。
- ② 本事業に選定された大学等は、助成期間中、文部科学大臣宛に行う設置認可申請又は届出に係る申請・届出書類のうち、機構の指定するものについて、その写しを遅滞なく機構に提出することとします。

なお、コース等の設置・増員の場合は、募集人員数を明記した学則の写しを機構に提出することとします。

■ 4. 事業の実施と評価等 [公募要領 p.11]

(2) フォローアップ

本事業については、フォローアップを以下のとおりに実施します。**(前頁の続き)**

- ③ 機構において、本事業に選定された大学等における取組の実施状況等をウェブサイト上で公表します。

また、機構において、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を併せて公表します。

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.12]

(1) 申請書等(事業計画の概要を含む)

申請書等の作成・提出にあたって、以下の点に注意してください。

① 申請書等入手する

機構のウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/josei/public-offering4/>)から、ダウンロード

② 申請書等の様式を確認する

大学

様式2-2-1 (別添含む), 2-2-2, 2-2-3, 2-2-4

高等専門学校

様式2-3-1 (別添含む), 2-3-2, 2-3-3, 2-3-4

* 申請書の各様式のほかに、**事業計画の概要(パワーポイント形式)も提出**してください。

■ (補足)作成資料の一覧

* 令和8年度の助成事業の公募への申請に際して、作成する書類をご確認ください。

- *2 作成した申請書を、2種類の形式(各様式を結合したPDF + Excel等の各様式の形式)で提出してください。事業計画の概要も同様です。
- *3 各様式を結合したPDFを作成してください。

ファイル名	様式	形式(*2)	大学	高等専門学校
申請書	表紙	Excel	○	○
	2-2-1(別添含む)	Excel	○	—
	2-2-2	Excel	○	—
	2-2-3	Excel	○	—
	2-2-4	Word	○	—
	2-3-1(別添含む)	Word	—	○
	2-3-2	Excel	—	○
	2-3-3	Excel	—	○
	2-3-4	Word	—	○
	公表様式(*1)	Excel	○	○
事業計画の概要(*1)		PowerPoint	○	○

*1 は申請書とは異なる資料ですが、事業計画が選定された場合、選定後に機構ウェブサイトに掲載して公表します。

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.12]

(1) 申請書等(事業計画の概要を含む)

申請書等の作成・提出にあたって、以下の点に注意してください。

③ 申請の事前連絡をする

機構のウェブサイトに掲載の事前連絡フォームに必要事項を入力

* URLは【 <https://www.niad.ac.jp/josei/public-offering/public-offering4/>】のとおりです。

事前連絡の期日	【令和8年10月23日(金)12時まで】
---------	----------------------

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.10]

(1) 申請書等(事業計画の概要を含む)

申請書等の作成・提出にあたって、以下の点に注意してください。

④ 申請書等を作成する

- 申請書は、本事業に係る事業計画として審査されますので、公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書を作成してください。

i. 資金計画

- 本事業に係る事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な経費を計上してください。
- 自己負担も含め、助成対象経費(「交付規則」別表を参照)のみを申請書に記載することができます。

ii. その他

- 申請書等の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、政府全体の戦略・方針を踏まえながら、具体的かつ明確に記載してください。

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.12]

(1) 申請書等(事業計画の概要を含む)

申請書等の作成・提出にあたって、以下の点に注意してください。

⑤ 申請書等を提出する

機構指定のクラウドサイトへアップロード(電子媒体でのみ、提出を受け付けます。)



- * また、申請書とともに事業計画の概要も併せて提出してください。
- * 上記③の事前連絡フォームに連絡のあった大学等へ、別途機構よりクラウドサイトのURLを配布します。

公募締切日

【令和8年11月16日(月)12時まで】

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.12-13]

(2) 留意事項

- 提出された申請書等については、公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。なお、記載事項に不明な点があれば機構から問い合わせる場合があります。
- 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学等について、一定期間、本事業への参画を制限します。
- 選定された大学等の設置者に対しては、別途、助成金交付手続に関する連絡をします。

■ 5. 申請書の作成・提出 [公募要領 p.12-13]

(2) 留意事項 (前頁の続き)

- 申請書類は、機構において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。情報公開窓口／個人情報保護窓口については機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/disclosure/#two>) を参照してください。
- 今回の申請に関する問合せ等については、受付期間(令和8年11月6日(金)17時まで)を定め、ウェブサイト等を通じて受け付けます。
 - ・ 個別大学等の構想に係る質問・相談等(手続等に係る質問等は除く。)は受け付けません。
 - 助成事業に関するお問合せは、問合せ用フォーム (<https://forms.cloud.microsoft/r/fwUnF2wdmH>) よりご連絡ください。

■ 6. スケジュール等 [公募要領 p.12]

公募開始

令和8年10月1日(木)

公募終了

令和8年11月16日(月)12時

審査等

令和8年11月中旬～令和9年2月

選定結果通知・交付内定

令和9年2月下旬頃～3月上旬

交付決定

令和9年3月頃

■ 7. お問い合わせ [公募要領 p.15]

□ 問合せ先

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成事業部助成課
- 助成事業 お問い合わせ専用フォーム

<https://forms.cloud.microsoft/r/fwUnF2wdmH>

個別大学の構想に係る質問・相談等(手続等に係る質問等は除く。)は受け付けません。

■ (参考)関係資料

資料名	備考
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針(令和5年2月28日文部科学大臣決定)	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針(令和5年4月13日文部科学大臣認可)	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金 助成金交付規則(令和5年4月13日規則第2号)	本助成事業の助成金の取扱いに係る資料です。
大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領	
令和8年度 大学・高専機能強化支援事業(支援2:高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)「重点分野支援枠」公募要領(2回目)	令和8年度の本助成事業(支援2)への応募申請に係る資料一式です。
大学・高専機能強化支援事業(支援2:高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)「重点分野支援枠」審査要項	
令和8年度大学・高専機能強化支援事業(支援2:高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)「重点分野支援枠」申請書等(事業計画の概要を含む)	
大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A(令和8年5月12日版)	